

アクアワールド茨城県大洗水族館

令和 7 年度 年間プロモーション業務委託 仕様書

アクアワールド茨城県大洗水族館令和 7 年度年間プロモーション業務委託仕様書（以下「本書」という）は、アクアワールド茨城県大洗水族館が発注する年間プロモーション業務に関して、業務を受託する者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

1. 業 務 名

アクアワールド茨城県大洗水族館令和 7 年度年間プロモーション業務委託

2. 目 的

アクアワールド茨城県大洗水族館の令和 7 年度事業は「さぁ、新世海！」をタグラインに生物や各エリア、プログラム、イベントなどを含んだ当館の様々な魅力を幅広い年齢層及び地域に対して情報発信や広告宣伝を行い、当館の認知度強化、各イベントの話題提供および集客の極大化を図る計画である。

本件は、上記目的に基づいたプロモーション業務を効率的かつ効果を最大化するために業務を委託するものである。

3. 履行場所

アクアワールド茨城県大洗水族館ほか

4. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

上記 2 の内容等を十分に理解したうえで、以下（１）、（２）、（３）、（４）の業務についてアクアワールド茨城県大洗水族館、その他関係機関と協力しながら実施する。

業務の遂行にあたっては、アクアワールド茨城県大洗水族館の基本コンセプトおよび各イベントの戦略等を十分に考慮したうえで、それぞれの効果が最大限発揮できるように実施する。

（１）プロモーション業務

別紙における令和 7 年度事業計画、過去 3 年間の入館者数の推移、イベント実績、各広報宣伝実績を参考に各販促期間においてプロモーション業務を行うこととする。プロモーションは下記①、②の 2 つに分けて実施することとする。

①首都圏・関東圏におけるアクアワールド茨城県大洗水族館の認知度強化のためのプロモーション

②販促期間ごとのイベントプロモーション

①においては令和 6 年度に当館が作成した総合ビジュアル「サメがすごい。けどサメだけじゃない。」

(別紙参照)を使用することとし、プロモーション業務と併せて当該ビジュアルの効果的な活用方法等について適宜アドバイスを行うこととする。②においてはイベント等を最大限考慮したうえで決定することとする。

- ・プロモーションに使用する媒体は当館の魅力が最大限伝わる効果的なものを選定し、内容・スケジュールについて独自提案を行うこと。
- ・広告物制作において、当館の所有する生物画像(JPEG)や総合PR動画(MP4、30秒・15秒、縦・横)、イベントのキービジュアル(AI)等を提供することは可能である。ただし、総合PR動画については使用期限が令和8年3月31日までとなるので放映期間には十分注意すること。また、各媒体に対応したサイズへの修正作業については業務に含めることとする。
- ・プロモーションに使用した制作物(画像・動画等)は当館へ提出すること。

(2) WebPR 業務

当館の生物やイベント情報についてプレスリリース配信サービス等を活用し、多くのWeb媒体へ当館のプレスリリースを掲載する業務を代行する。

- ・当館の生物やイベント情報が広くメディア関係者に周知される最適なプレスリリース配信サービスを選択すること。
- ・情報配信は委託期間中合計27回までとする(月3回×9ヶ月想定)。
※27回を超える場合は別途契約する。
- ・配信内容(テキスト及び画像)は当館より提供し、配信サービスの様式に合わせて適宜カスタマイズする。
- ・配信日時については打ち合わせのうえ、最適なタイミングを設定する。
- ・配信結果については各情報の配信後速やかにレポート提出を行う。(様式は任意)
- ・受託者は配信の最適化を図るため、当館へ適宜アドバイスを提供する。

(3) 定期ミーティングの実施

プロモーションやWebPR業務、メディアへの掲載実績等の報告、今後の戦略についての協議等のため、令和7年7月以降月2回、各1時間程度のミーティングを実施する。情報配信について、最適なタイミングと内容で配信できるように意見交換を行うほか、年間を通したプロモーション活動に関する協議が適宜できるように環境設定を行う。

(4) ビジュアル制作業務

PR効果を最大化するため、期間中に当館が指定した事業についてビジュアル制作業務を1回行う。

6. 成果品の納品

- ・業務完了報告書
 - ①上記5(1)①および②についてプロモーション期間終了後速やかに個別のレポートを提出すること。
 - ②委託期間終了後速やかに年間レポートを提出すること。
- ・制作したデータ一式
 - ①画像はAIおよびJPEGデータを納品すること。

②動画形式の制作物があるときは MP4 および WMV 形式のデータを納品すること。また動画の解像度はフルハイビジョン以上とすること。

- ・納品場所 アクアワールド茨城県大洗水族館 経営企画課
- ・納品期限および納品方法 それぞれのプロモーション業務ごとに個別に指定する

7. アクアワールド茨城県大洗水族館との連絡調整

- ・本業務の実施にあたって、受託者は本業務の実施状況を適宜報告すること。
- ・受託者は、アクアワールド茨城県大洗水族館から業務の進捗状況等を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- ・受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに報告し協議を行うこと。

8. 契約に関する条件等

- ・納品された映像および画像の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）は公益財団法人いばらき文化振興財団に帰属する。また、成果品は公益財団法人いばらき文化振興財団及びアクアワールド茨城県大洗水族館が作成する各種情報共有媒体をはじめ、茨城県及び大洗町、観光関係団体等が実施する観光プロモーション、MICE、イベント、旅行会社への販促に随時使用、複製、二次利用ができるものとする。
- ・成果品に関する全ての著作権は、公益財団法人いばらき文化振興財団に帰属するものとする。また、公益財団法人いばらき文化振興財団による二次利用については、無償とする。
- ・本業務の実施による成果品は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、公益財団法人いばらき文化振興財団はその責任を負わない。
- ・公益財団法人いばらき文化振興財団は、本業務を遂行する上で必要な情報について提供する。

9. その他

- ・業務の遂行にあたって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守するとともに、契約書及び本仕様書の内容に基づき委託業務を遂行すること。
- ・本業務において発生した成果物がある場合は、当館に無断で使用、貸与及び譲渡をしてはならない。
- ・委託事業に関する経費は、委託費の範囲内で受託者が支出すること。
- ・受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、当館に有益な提案を積極的に行うものとする。
- ・本業務完了後、速やかに実施報告書の提出を行う。
- ・受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- ・本業務の遂行により第三者に与えた損害は、受託者の責めに帰す場合を除き、全て受託者の責任において処理する。
- ・受託者は、本業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することはできない。

ただし、あらかじめ公益財団法人いばらき文化振興財団の承認を受けたときは、この限りではない。

- ・本業務の実施にあたり、受託者単独での業務が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用のうえ、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を生み出すように努めることとする。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、別途協議のうえ定めることとする。ただし、両者の協議において決定できない場合には、受託者は当館の指示に従うこととする。

10. 問い合わせ

アクアワールド茨城県大洗水族館

経営企画課（担当：和田）